

政府首相

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

No. 1342/QĐ-TTg

ハノイ、2014年8月12日

決定

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農業機械産業発展行動計画の承認

政府首相は

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、

2013年7月1日付の2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを承認した首相決定第1043/QĐ-TTg号に基づき、

商工省の提議を検討して、

以下を決定する

第1条 本決定の別添として、2013年7月1日付の首相決定第1043/QĐ-TTg号による2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農業機械産業発展行動計画を發布する。

第2条 本決定は署名日より発効する。

第3条 各大臣、中央省庁級機関の長、政府直轄機関の長、地方省・中央直轄市の人民委員長及び関係する組織・個人は本決定を施行する責任を負う。

送付先

- －党中央書記局
- －政府首相、各副首相
- －各省庁、中央省庁級機関、政府直轄機関
- －各地方省・中央直轄市人民評議会、同人民委員会
- －党中央事務局及び党中央各委員会
- －書記長事務局
- －国家主席府
- －民族評議会及び国会各委員会
- －国会事務局
- －最高人民裁判所

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン

- －最高人民検察院
- －国家会計検査院
- －国家金融監督委員会
- －社会政策銀行
- －ベトナム開発銀行
- －ベトナム祖国戦線中央委員会
- －各団体中央機関
- －各国有経済グループ・総公社
- －首相府：官房長官，各副長官，首相補佐官，政府ポータルサイト，各
局（総合局，書記編纂局，科学・教育・文化・社会局，部門経済局，第 3
局，企業刷新局，総合経済局，法律局），公報
- －保管用：文書係，国際関係局（3 部）

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

行動計画

2020年までの越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略及び2030年のビジョンを実施する農業機械産業発展

(2014年8月12日付首相決定第1342/QD-TTg号別添)

I. 現状

1. ベトナムにおける農林水産業の位置づけ及び役割と2020年に向けた展望

ベトナム経済において農林水産業は、2000年にはGDPの25%、2010年には21%を占めた。社会経済発展10か年戦略によれば、2020年にはさらに15%へと減少することが予測されている。ただし、GDP自体が大きく成長しているため、農林水産業生産額ベースでは、2000年には78億米ドル、2010年には220億米ドルと増加している。2020年には、10か年戦略で示されている一人当たりGDP3,000米ドル、人口9,640万人、農業のGDP構成比15%という数字を前提とすれば、430億米ドル（10年でほぼ2倍）の生産額が必要となる。

就業人口に占める農林水産業従事者の割合は、2000年時点で65%、2010年時点で49%を占めた。10か年戦略によれば、2020年の予測値は30～35%とされる。

2. 需給分析

a) 2020年までの予測

10か年戦略の予測に従えば、工業化の進展に伴い、農業部門又は農村地域からの労働力構造の転換が進展すると考えられる。同時に、人口と食料需要は増加を続けるので、農業生産額も増加させる必要がある。更には食品輸出も維持又は発展させることが目標とされている。農林水産業従事者の減少と生産増の要請を両立するためには、農林水産業における労働生産性の向上が必要である。

この状況に対して特段の政策措置を講じなければ、労働移転にともない、既に顕在化しつつある農業生産における労働力不足と高齢化問題は一層深刻となる。成長する内外需を充足する安定的な食料生産が困難となる。

b) 稲作の機械化推進の重要性

農家が少ない労働力でより多く生産できるようになれば、農業の多角化を進めることができ、また農業以外の生産活動に時間と労働力を割くこともできるので、農家所得の向上に資する。

生産性向上により発生する余剰労働力が都市に移動し、鉱工業やサービス業に従事すれば、労働供給

面からそれらの産業の成長に貢献することも期待される。

農業の労働生産性向上には、機械化の促進が不可欠である。日本では、農業生産力の増進と農業経営の改善を目的として、1953年に「農業機械化促進法」が制定され、現在に至るまで運用されている。

1996年以降、ベトナムはタイに次ぐ世界第2位の米輸出国である。ベトナムから米を輸入している国は約20か国。2013年のベトナムの米輸出量は658万7074トン、輸出額は29億2268万米ドルであり、平均価格は443.7米ドル/トンであった。また、米はベトナムの農林水産関連輸出の約30%、輸出総額の4%を占める。さらに、農民の80%以上が稲作に従事していることから、稲作用農業機械の普及、稲作用農業機械産業の発展は、ベトナムに大きなインパクトをもたらすと考えられる。

本行動計画の期間においては稲作用農業機械を主な対象とするが、本モデルの成功により、サトウキビ、トウモロコシなど、他の農業分野への波及、展開も期待できる。

3. ベトナムの稲作用農業機械市場の課題

2020年までの全国農業発展マスタープラン及び2030年へのビジョン（2012年2月2日付の首相決定第124/QĐ-TTg号にて承認）によれば、2010年の農業機械化率は、整地段階で70%、栽培段階で25%、収穫段階で30%、加工段階で30%となっており、農業機械が十分に普及していない。

普及遅れの要因としては、①作付面積の狭さ（特に紅河デルタ地域）、②農地の分散、③農家所得に比して農機価格が高いこと、等が指摘されている。

農家による農機購入に当たっては、農業農村開発銀行による農家への直接貸付、借入金利補助や農家のための技術的訓練、地方政府による補助金、農家が資金借入れを行う際のベトナム農民協会による信用保証など、様々な助成制度が設けられているものの、十分な成果を挙げていない。その理由としては、農家の乏しい自己資金、プログラム対象の農業機械の高価格（対象機械の現地調達率要求の高さからくる）、地方政府の限られた予算、煩雑な手続き、補助金執行担当者の不明確な運用等の問題点が指摘されている。

*ベトナム国内企業（外資企業を含む）の市場ニーズへの対応力

2020年までの全国農業発展マスタープラン及び2030年へのビジョンの評価によると、一般にベトナムのトラクター・農機製造施設は大半が小規模で、生産量が低く、生産工程は閉鎖的で、専門化が進んでおらず、生産リンケージに欠けている。国内で製造されている農機製品は、主に低キャパシティのエンジンである。田植機や刈取機といった需要の高い各種農業機械は、主に外国からの輸入品であり、国内ではまだ生産されておらず、特に、

－4・6・8条田植機

－1.6～2.2メートル幅コンバイン

－30hp以下のキャパシティの多気筒エンジン搭載4輪トラクター（整地作業等）

については、ベトナム側は研究・生産能力を高めるために外国、とりわけ日本との協力を必要としている。

農機用エンジンの国別シェアでは、近隣諸国からの輸入品が60%と圧倒的で、ベトナム製は15~20%にすぎない。これら外国製品が市場を席卷する理由として、関税を低く抑えるため、台数や単価を過小申告し不法輸入されていることが挙げられている。こうした違法製品の実態調査を行い、対策を講ずる必要性がベトナム企業から指摘されている。

メコンデルタを中心とする、3期作が行われ農機の稼働時間が長い地域では、耐久性に優れる日系メーカーのコンバイン等の利用が、賃刈りなどの新たなサービスの普及とともに拡大し始めている。しかし、他地域における田植機、トラクター、コンバイン等の普及については、今後の課題である。

農機組立メーカーが輸入する完成品は0~10%の関税で輸入できるのに対し、部品を輸入する場合には20%の関税が課される。この非合理的な税制が、現地部品の調達・製造に対するインセンティブを減退させるとの意見がある。

II. 2020年への方向性

ベトナム農業を近代化し、稲作用農業機械産業を振興し、稲作の生産性を向上させ、農家所得を向上させる。

III. 2020年に向けた目標

1. 農業生産額目標

2010年実績の220億米ドルから2020年には430億米ドルへ。

(注：10か年戦略によれば、2020年の一人当たり所得3,000米ドル、農業のGDP構成比15%が目標とされており、これを実現するために必要な額として計算。金額は現時点のドルで測った実質ベース、以下同じ。)

2. 労働生産性目標

2010年実績の740米ドル/人から2020年には2,000米ドル/人へ。

(注：1. を10か年戦略で予測される農業人口で除したもの。)

3. 農業機械化率目標

2020年までに、整地段階で95%、栽培段階で70%、収穫段階で70%、加工段階で80%。

IV. 戦略的課題

1. 農家に対する農業機械の利用促進（需要側）。
2. 農機メーカーに対する農家ニーズに即した農業機械の供給奨励（供給側）。
3. 健全な農業機械ビジネス環境を創出するためのルール作り（市場側）。

V. 行動計画

1. 農家に対し品質要件を満たした農業機械の導入を支援するシステムの導入（需要側）

	行動計画	実施期限	主管機関	連携機関
1	いくつかの地方における農業機械化とその支援策の実態と成果をサーベイする。	2014年7～12月	農業農村開発省	財政省，商工省
2	日本の農業機械化促進法を参照しながら，以下2.1～2.4の内容を含む農業機械化促進に係る首相決定案を作成し，首相の承認を得る。	2015年1～6月	農業農村開発省	財政省，商工省
2.1	各地方に対し，農業機械化促進のための国の基本方針を提示する。	2015年1～6月	農業農村開発省	財政省，商工省
2.2	国の基本方針，地方の資金能力及び特徴に基づき，各地方政府機関は，地方の農業機械化促進行動計画を策定する。	2015年5～12月	各省級人民委員会	関連省庁
2.3	策定された地方の農業機械化促進計画を実施する。	2016～2020年	各省級人民委員会	関連省庁
2.4	国は，承認された地方計画を実施するために必要な予算の一部を検討・支援する。	2016～2020年	財政省	計画投資省，商工省，農業農村開発省

2. 農機メーカーに対する農家ニーズに即した稲作用農業機械の供給奨励（供給側）

	行動計画	実施期限	主管機関	連携機関
1	国内外の農業機械メーカーの支援の下，全国数カ所で，地元農家に対する農機展示・実演会を実施する。	2014年7～12月	商工省	農業農村開発省
2	国内外の農業機械メーカーが主催するセミナーや研修会などを支援する。	2014年7～12月	商工省	農業農村開発省
3	稲作用農業機械の技術標準・規準を策定・発布する。	2014～2020年	農業農村開発省	商工省
4	越国内の稲作用農機メーカーに対し，農家ニーズに即した農機を供給するよう奨励する。	2014～2020年	商工省	農業農村開発省
5	農機組立メーカーが部分的に現地部品の調達を可能とするよう関税制度を改訂する。	2014～2020年	財政省	

3. 健全な農業機械ビジネス環境を創出するためのルール作り（市場側）

	行動計画	実施期限	主管機関	連携機関
1	毎年，市場調査を実施し，「2020年までの目標」で掲げた3指標およびそれらに関連する指標を取りまとめ，結果を公表する。	2014～2020年	農業農村開発省	商工省

2	農業機械検定センター・試験所の能力を向上する（設備及び訓練）。	2014～2020年	農業農村開発省	商工省
3	国内の農機関連不正品に係る調査を行う。調査内容には以下を含むものとする。 ・消費者保護の観点から、カタログ性能を發揮しない製品の数。 ・公平な税制の観点から、スクラップとして輸入される製品の数。 ・不正競争防止の観点から、商標違反製品の数。 ・農民の安全の観点から、危険な製品、人や環境の安全性を損ねる危険のある製品の数。	2014～2020年	市場管理局，競争局，安全基準局（商工省）	農業農村開発省，租税総局（財政省），公安省
4	上記2の結果に基づき，対応措置・政策を提出する。	2014～2020年	商工省	農業農村開発省，租税総局（財政省），公安省

VI. 実施体制及びモニタリング制度

1. 実施体制

－商工省の責任

＋行動計画の内容に基づいて，各機関・組織・企業がそれぞれの管理範囲において実施を進めるよう組織化・分担する。

＋各省庁・地方による本計画実施を監督・検査する。毎年実施状況を調査・総括し，工業化戦略指導委員会に報告する。定期的に行動計画実施の結果・効果を中間評価・総括評価し，政府首相に報告する。

－計画投資省・財政省の責任

＋資金源・経費に関する方策の実施を主管する。

＋法律規定にしたがって中央機関の年次予算及び地方補助予算において行動計画実施経費を優先的に割り当てる。

－関係省庁の責任

＋行動計画の内容・任務を策定・実施する。

＋定期的に行動計画の内容の実施結果・効果について中間評価・総括評価を行う。

－行動計画実施の資金は，中央予算，地方予算，国際援助資金，民間資金及び他の合法的資金源より調達する。

2. 行動計画実施状況のモニタリング

商工省は行動計画の実施状況のモニタリングを行い、年1回の工業化戦略作業部会の会合で報告する。右作業部会はモニタリング結果を工業化戦略指導委員会に報告する。

3. 行動計画の改定

各機関・組織・企業は、計画の実施過程において困難や問題が生じた場合、農業・農村開発省及び工業化戦略作業部会に対して解決を求めるものとする。

商工省は工業化戦略作業部会及び関係省庁と連携して 2015 年までの実施結果及び日本側の経験の評価・総括を行い、これに基づいて、2016 年以降に実施すべき行動計画を改定する。

首相

(署名・捺印済)

グエン・タン・ズン